

## 新型コロナウイルスに関する支援策のご案内

小田原箱根商工会議所

新型コロナウイルスの影響を受けている事業者に対する補助金制度等の支援策につきまして、以下の通りご案内しますので、ぜひご活用ください。

(令和2年8月11日時点)

### ■神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「感染防止対策取組書」を掲示している県内中小企業者等の皆様を対象に、非対面型ビジネスモデル構築・感染症拡大防止、ITサービス導入又は生産設備等導入に取り組む費用の一部を補助。

○対象者 県内の事業所で補助事業を実施し、WEB登録して発行された「感染防止対策取組書」を掲示している中小企業者、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人。

【登録は<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/mv4/corona/lineosirase.html>】

○補助対象事業等

(1) 非対面型ビジネスモデル構築事業・感染症拡大防止事業（補助上限100万円 補助率3/4）

・デリバリーやテイクアウト等非対面型ビジネスモデル構築に関する費用、つい立やビニールの取り付け、フェイスシールド等による感染症拡大防止対策 など

【公募期間は令和2年12月4日（金曜日）まで】

(2) ITサービス導入事業（補助上限100万円 補助率3/4）

・業務効率の向上に資するITサービスを導入する事業 WEB会議システム、会計ソフト導入 など

【公募期間は令和2年10月30日（金曜日）まで】

(3) 生産設備等導入事業（補助上限200万円 補助率3/4）

・既存設備の効率化や生産能力の向上に資する機械設備

【公募期間は令和2年10月30日（金曜日）まで】

※詳細は、「神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金」のHPをご覧ください。

※問合せ 神奈川県感染症対策補助金班（電話：070-1187-0382、070-1187-1304、070-1187-0464 他）

### ■小田原市 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策中小企業事業者等支援金（第2弾・売上減少）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業収入が大幅に減少している市内の中小企業、個人事業主等の事業継続等を支援するため、支援金を交付。

・対象者 小田原市内に本店若しくは本社のある法人又は小田原市内に住民登録がある個人事業主  
4月又は5月の事業収入(売上)が、前年同月比で20%以上減少した市内の中小企業等

※本市の中小企業事業者等支援金・第1弾（20万円）の交付を受けていないこと。

・交付金額 20万円（売上50%以上減少）、または10万円（20%以上50%未満減少）

・申請受付期間 ～8月31日(月) ※当日消印有効

・問合せ 小田原市 経済部 商業振興課 商業振興係 0465-33-1511

今月が締め切りとなっています！！

### ■雇用調整助成金個別相談会【小田原にて緊急開催！！】

神奈川県、神奈川県労働局、小田原箱根商工会議所共催による標記相談会を開催いたします。手続き相談及び申請書の受理も可能です。先ずはご予約を！

・日時 令和2年8月25日（火）26日（水）の2日間 9時30分～16時  
（相談時間は1社50分以内となります。）

・場所 小田原箱根商工会議所1階大ホール

・予約 8月18日（火）10時より受付開始

045-210-5746 神奈川県雇用労政課労政グループまで

\*相談会は無料です。詳しくは下記URLをご確認下さい。

県HP <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/ksoudan.html>

全体のお問合せ：小田原箱根商工会議所 本所 0465-23-1811 箱根支部 0460-85-6245

上記以外の支援策については、「[経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連](#)」のWEBサイトをご覧ください。